

令和7年2月17日

岩手県薬剤師会学校薬剤師部会
部会員の皆様

部会長 畑澤昌美

薬物乱用についての講話における留意点について【お願い】

平素より当部会活動にご理解とご協力いただきまして、ありがとうございます。

この度、大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律が施行されました。現在使用しているパンフレットで、「大麻取締法」の記載のあるものは、高校生用パンフレット「甘い言葉にだまされないで」ですので、当面の間はこのパンフレットを学校へ送付する際に、改正に関する説明(別紙)を同梱いたします。

大麻に関連した講話の際は、改正点についてご留意頂いた上でのご指導をお願い致します。

【参考】

令和5年12月に「大麻取締法及び麻薬及び向精神薬取締法の一部を改正する法律」が成立し、改正大麻取締法・麻向法が施行されます。

○第1段として令和6年12月12日にその一部が施行されました。

(主な改正事項)

- ・大麻草から製造された医薬品の施用等を可能とする
- ・大麻等の施用罪の適用
- ・大麻の成分規制への移行(THCの残留限度値の設定)

今回の施行により、大麻等の不正な施用についても麻薬及び向精神薬取締法の「麻薬」として禁止規定及び罰則(施用罪)が適用されることとなります。

○第2段は令和7年3月1日に施行されます。

(主な改正事項)

- ・大麻草の栽培に関する規制が見直され、医薬品の原料を抽出する目的での大麻草の栽培を可能とする